

## 玉城町社会福祉協議会 訪問介護 料金表

(1割負担者の場合)

(令和6年4月1日現在)

### 【身体介護が中心である場合】

所要時間	利用料
20分未満	163円
20分以上30分未満	244円
30分以上1時間未満	387円

### 【生活援助が中心である場合】

所要時間	利用料
20分以上45分未満	179円
45分以上	220円

生活援助は、利用者に係ることのみです。家族分の洗濯、調理、買物等はいりません。

### 【通院等乗降介助】※運賃代は別途かかります。

通院のための乗降または降車の介助	利用料(片道)
	97円

### 【身体介護に引き続き生活援助を行った場合】

所要時間	利用料
20分以上	65円
45分以上	130円
70分以上	195円

### 【初回加算】

利用料	利用料
新規に訪問介護計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者が初回若しくは初回訪問に属する月から、自ら訪問介護を行った場合は又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合。	200円

### 【緊急時訪問介護加算】

利用料	利用料
利用者又はその家族等からの要請に基づき、サービス提供責任者が居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携し、介護支援専門員が必要と認めた場合に、訪問介護員等が居宅サービス計画において訪問することになっていない訪問介護を緊急に行った場合。	100円



### 【特定事業所加算Ⅱ】(訪問介護費のみ)

所定単位数の10%を加算(利用毎)

### 【介護職員処遇改善加算(Ⅲ)】

所定単位数の0.055%を加算

### 【介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)】

所定単位数の0.063%を加算

### 【2人の訪問介護員等による場合】

所定単位数の200%を加算

同時に2人の訪問介護員等が1人の利用者に対して、利用者・家族の同意を得て訪問介護を行った場合。

### 【早朝の場合】(早朝加算)

所定単位数の25%を加算

午前6時～午前8時の時間帯にサービスを行うこと。

### 【夜間の場合】(夜間加算)

所定単位数の25%を加算

午後6時～午後10時の時間帯にサービスを行うこと。